

「地域における通学時等の 防犯対策ハンドブック」

令和8年8月
山梨県教育庁保健体育課

はじめに

児童生徒等の安全確保は、学校教育における重要な課題の一つであり、とりわけ登下校時における安全対策の充実が求められています。

近年、全国では登下校中の児童生徒が事件や事故に巻き込まれる事案が発生しており、子供たちが安全・安心に通学できる環境を確保するためには、交通安全の観点に加え、防犯の観点からも継続的な取組が必要となっています。また、山梨県内においても、児童生徒を対象とした声かけ事案等が発生しており、地域全体で子供たちを見守る体制の一層の充実が重要となっています。

文部科学省においては、登下校時における安全確保に関する通知や学校の危機管理マニュアルの評価・見直しに関するガイドラインを示し、学校や地域の実情に応じた安全対策の推進を求めています。これらを踏まえ、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、児童生徒等の安全を確保するための取組を進めていくことが求められています。

本ハンドブックは、地域における通学時等の防犯対策について、その考え方や具体的な取組事例等を紹介し、各地域における安全対策の充実に資することを目的として作成したものです。このたび、近年の状況や取組事例等を踏まえ、一部改訂を行いました。

各学校及び地域におかれましては、本ハンドブックを活用し、地域の実情に応じた防犯対策の充実に図るとともに、児童生徒等が安全・安心に登下校できる環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

令和8年8月

山梨県教育庁保健体育課



地域における児童生徒の通学路等の防犯対策

目 次

1、地域での防犯対策

- (1) 通学路の危険箇所とは
犯罪の起こりやすい場所（犯罪機会論による）
- (2) 登下校時の安全管理の徹底
 - ①危険箇所を中心としたパトロール（ホットスポット・パトロール）
 - ②愛犬家を活用したパトロール（わんわんパトロール）
 - ③学校と地域の力を活用したパトロール（○○っ子を守る地域の会）
- (3) 子どもに危険予測・回避能力身につけさせるための安全教育
 - ①「地域子ども 110 番の家」の活用
 - ②防犯標語「いかのおすし」の徹底
 - ③防犯ブザーの活用
- (4) 不審者等に関する情報の共有
 - ①地域防災無線等の活用
 - ②安心メールの配信
 - ③地域安全ステーションの設置
 - ④「ふじ君安心メール」の配信サービス

2、山梨県内の取組事例

○道志村、都留市、富士川町



3 巻末資料

- (1) 山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領
- (2) 文科省作成資料
 - 【保護者向けリーフレット】熊出没時の対策を家族で確認しましょう。

1、地域での防犯対策

(1) 通学路の危険箇所とは

立正大学教授の小宮信夫氏が提唱する理論で、犯罪を分析するにあたって「犯罪者が犯罪を実行する大きな要因が『その場所が犯罪を行いやすい場所である』かどうか」ということに焦点を当てています。

[犯罪の起こりやすい場所]



●入りやすい場所

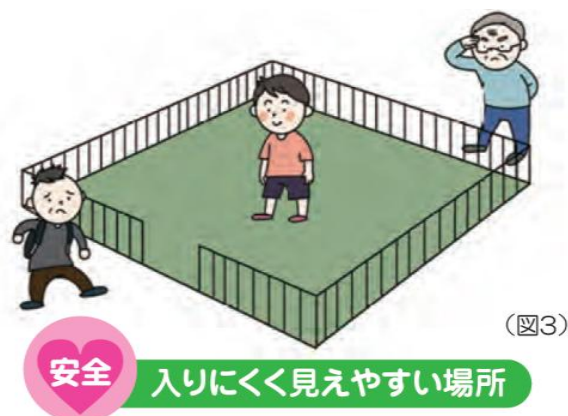
犯罪者は、怪しまれることなく、簡単に子供に近づける、犯罪者が好む危険な場所です。



●見えにくい場所 (図2)

犯罪が目撃されにくく、発見・通報されることがなさそうな、犯罪者が好む危険な場所です。

[比較的安全な場所]



「“入りやすく” “見えにくい” 場所」は、犯罪者にとって「標的に近づきやすく、周囲の目があるため犯罪をしづらい」という場所であると考えられます。

(2) パトロール方法の具体例

①危険箇所を中心としたパトロール (ホットスポット・パトロール)

ホットスポット・パトロールは、犯罪が起こりやすいと言われる「“入りやすく”“見えにくい”場所」(＝ホットスポット)を重点的にパトロールすることで、犯罪者にプレッシャーを与え、犯行をあきらめさせることが狙いです。ホットスポット・パトロールは単に犯罪抑止に効果があるだけではなく、ホットスポットを日頃から見て回ることによって「犯罪の起こりやすい場所を見つけ出す目」や考え方が養われ、より効率的・効果的な地域防犯活動につながります。



○街並み（高い塀が並んでいる道）

住民たちからの視線が家の外まで行き届かず犯罪者にとって犯罪をしやすい場所となる可能性があります。

（物理的に「見えにくい場所」）



○公園

周囲の家の窓が見えない場合には、だれからも見えにくくなり、利用者ごとに使用できる区域を分離していなければ、犯罪をしやすい場所となる可能性があります。（物理的に「入りやすく見えにくい場所」）



○空き地

ロープなどで囲まれていなければ入りやすくなり、周囲に家が少なく見えにくくなり、犯罪をしやすい場所となる可能性があります。

（物理的に「入りやすく見えにくい場所」）



○街並み（落書きが多い場所）

落書きが多い場所は「住民たちの関心が薄く管理されていない場所」と認識され、犯罪をしやすい場所となる可能性があります。

（心理的に「見えにくい場所」）



○人通りの多い場所

人通りの多い駅やショッピングセンターなどは、一人一人の関心が分散するため、犯罪や子どもへの声かけ事案が気づかれない可能性があります。

（心理的に「見えにくい場所」）

②愛犬家を活用したパトロール（わんわんパトロール）

愛犬の日常のお散歩の際に次の2点を行うボランティア活動です。

○愛犬の散歩の際、「わんわんパトロール」の腕章を着用

「わんわんパトロール」腕章を着用して歩くことにより、犯罪に対する抑止効果が期待できます。犯罪企図者のほとんどが犯行を犯す前に下見をしていると言われています。その下見のときに腕章が眼に入ることにより犯行を思いとどまる抑止力となり、また、近隣住民の方に対する防犯意識の高揚が期待できます。



○不審者、不審車両、危険な違法駐車等を見つけた場合 110 番通報

警察に情報をすばやく提供することで、犯罪、事故を未然に防ぐ効果が期待できます。また不幸にして犯罪や事故が起こってしまった場合の警察の調査の手助けになります。ボランティア活動ですので、上記を超える活動（例えば、不審者に声をかける、尾行する等）は依頼しません。また、全て自己責任において行動してもらいます。

③学校と地域の力を活用したパトロール（〇〇っ子を守る地域の会）

学校・家庭・地域の三者が一体となり、子どもを守るための情報交換を定期的に行い。保護者・地域住民の助言や協力を求め、学校からの情報も発信し、安全な地域づくりにつとめる。各中学校区にコーディネーターを配置し、事務局は、学校に設置します。



(3) 子どもに危険予測・回避能力身につけさせるための安全教育

①「地域子ども 110 番の家」の活用

子どもが事件事故の被害に遭わないための緊急避難所として、制度に賛同する住宅等を「地域子ども 110 番の家」を指定。通学路地図の中に表示し、児童に周知する。

②防犯標語「いかのおすし」の徹底

防犯標語は、防犯に対しての意識の高揚を、広く呼びかけることでの犯罪抑止、治安の維持を目的としています。

「いかない」「のらない」「おおごえをだす」「すぐにげる」「しらせる」



③防犯ブザーの活用

防犯対策として防犯ブザーの配付。使用方法や電池確認。

(4) 不審者等に関する情報の共有

①地域防災無線等の活用

学校と連携し、児童の下校時に地域の防災無線等を通じて、呼びかけ、見守りパトロールの実施と注意喚起をおこなう。

②安心メールの配信

不審者情報などを児童生徒の保護者のスマホ・携帯電話等のメールを配信するサービスを活用し、情報共有によって防犯面で活用。

③地域安全ステーションの設置

防犯上の地域ステーションとして公共施設（市町村体育館など）に設置。警察の許可を受け赤色灯を設置し、情報交換の場として、地域の防犯活動の拠点とする。

④「ふじ君安心メール」の配信サービス

山梨県警察より、子供の安全情報や地域の犯罪発生情報などを、スマホ・携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを活用する。

2 山梨県内の取組事例

○道志村の取組

1. 村内小中学校の現状（令和8年4月現在）

- ・道志小学校（児童数51名） 道志中学校（生徒数27名）
- ・人口1416人（2026/5/1現在）、面積79.68km²。山梨県の東南端、神奈川県との県境に位置している。
- ・観光シーズンには、バイクのツーリング等で多くの方が訪れる。

2. 実践：スクールガードリーダー（令和7年度）

- ・通学路の巡回、
- ・登下校時の見守り活動、
- ・村内危険箇所の点検、
- ・村内行事での巡回

〈課題〉

- ・PTA、他団体、村民との連携
- ・将来を見据えた後継者の人材確保
- ・登校時の見守り強化
- ・児童生徒に対する安全指導の徹底
- ・村の地形的に見守り体制を整えるのが難しい（村全体を網羅することが難しい）

3. 通学路安全推進協議会の取組

- 年に1度保護者に危険箇所についてアンケートを取り、重点課題を設定し合同点検を実施。

〈危険箇所の例〉

- ・通学路の斜面に崩落箇所がある。
- ・草木を取り除いてほしい。
- ・スピードを出す車やバイクがいて危険。
- ・バスの乗降スペースに無断駐車している車がいる。
- ・看板を設置してほしい。



〈課題〉

・村としては観光客やバイクのツーリング等で道志村を訪れてもらうのは非常にうれしいこと。しかし、中にはマナーを守らずスピードを出す車や煽り運転、無謀な追い越しをする人もいる。

- ・観光客を増やしつつ児童生徒と保護者が安心して登下校できる村を作っていく。

○都留市の取組

1. 市内小中学校の現状（令和7年4月現在）

- ・ 禾生第一小学校（児童数：266名）、禾生第二小学校（児童数：115名）、谷村第一小学校（児童数：285名）、宝小学校（児童数：82名）、東桂小学校（児童数：288名）、都留文科大学附属小学校（児童数：25名）、都留第一中学校（生徒数：178名）、都留第二中学校（生徒数：329名）、東桂中学校（生徒数：134名）

2. 都留市の目指す地域

基本理念 ～紡ぎます！人と人のつながりのまち～

地域の安全は自分たちで～市民による取組～

- ・ セーフコミュニティの取組
- ・ 自治会や地域協働のまちづくり推進会等 地域住民組織による取組

3. 実践事例（令和7年度）

《スクールガードリーダー》

1. 市内7つの小学校区の通学路を巡回

※現在、1名を委嘱

- ・ 登下校時の児童生徒の見守り
- ・ 青パトスタッフと連携した要注意箇所での指導
- ・ 通学路要注意箇所の点検 等

2. 学校教職員との面談

- ・ 学校内外の近況確認 等

3. 各地域のスクールガードの活動状況確認

- ・ スクールガードの活動状況や安全確保等の確認 等

《スクールガード》

小学校区ごとに組織され、ボランティアで実施。現在、174名が登録。

- ・ 登下校時の児童生徒の見守り
- ・ 横断歩道等での安全指導 等

●スクールガードボランティアの組織の方法

⇒ 小学校の働きかけ、地域自治組織主催 等

例 地域協働のまちづくり推進会

市内の旧町村区ごとに組織されている組織で、各地域の住民が ①住みよい地域を創るため、②住民が主体となって取組を企画し実施する、③全世帯加入の住民組織です。防災防犯や美化活動等、地域ごとに課題を定め取組を実施していますが、スクールガードの活動を実施しているところもあります。

《セーフコミュニティの取組》

事故やけがの原因を分析して予防するために地域住民と行政等が協働し、安全な地域を創る取組

都留市では、『防災・減災』『交通安全』『防犯』『高齢者の安全』『親と子の安全』『心の健康』の6つが安全を脅かす要因として大きいことから、委員会を組織し、取り組みを行っている。

《セーフコミュニティの取組例》

■交通安全対策委員会

交通事故多発地点マップの作成
ドライバーへの注意啓発活動
反射材の利用促進活動

■防犯対策委員会

健康・安全・郷育プログラムの実施

※小学校を回り、ダンス等を交えて交通安全や防犯を学んでもらう。

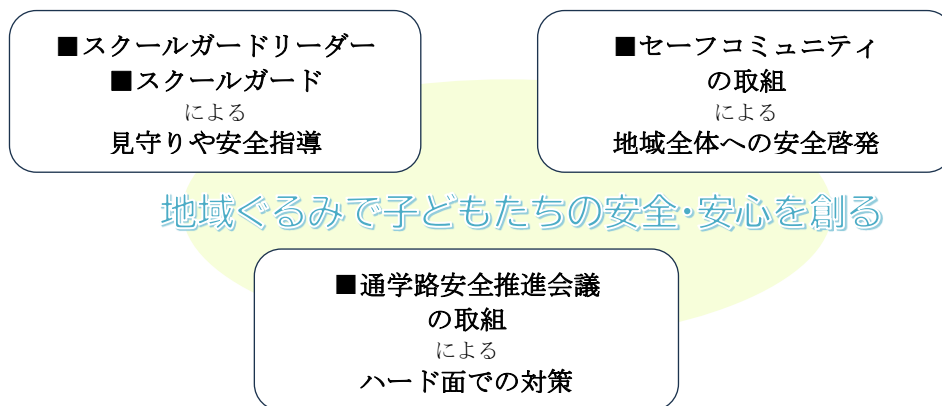
《通学路安全推進会議》

通学路の安全確保のため、学校や道路管理者、PTA 等の主体が集まり、①状況を共有し、②対策を検討する会議

～令和6年度会議で計画された対応例～

- ・グリーンベルトや路面標識等の設置
- ・注意喚起看板の設置
- ・歩道へのポール設置
- ・交通取り締まりの強化 等

4. まとめ



○富士川町教育委員会

1. 町内小中学校の現状（平成 30 年 4 月現在）

・増穂小学校・増穂南小学校・鰍沢小学校（児童数 7 5 1 名） 増穂中学校・鰍沢中学校（生徒数 3 3 9 名）

・通学者のほとんどが徒歩の通学圏内であり、遠距離通学者はスクールバス 3 台 で登校しています。

2. 学校安全に対する取組

（1）安全教育

各学校では、交通事故や生活時の危険、自然災害などから児童生徒を守るため に、児童生徒が自ら状況を適切に判断し、安全に行動できるよう安全教育を推進。

（2）学校 PTA 連合会

交通安全運動期間中、児童生徒の登校時間に各担当地域の通学路の交差点に立 ち、交通安全街頭指導を実施。

（3）専門交通指導員による登校指導

専門交通指導員を 2 名採用し、警察・学校職員・地域のボランティアと共に、横断児童数や交通量の多い箇所、毎朝、横断歩道指導を実施。

（4）地域の育成会による自転車安全教室の実施

鰍沢警察署と駐在所の指導により、信号機や標識を使った自転車の安全運転教 室を実施。

（5）自主防犯ボランティア団体によるパトロール

地域住民のボランティア団体「春米（つきよね）駐在所安全パトロール隊」に よる、パトロール。長年にわたる地域の防犯活動が評価され、平成 28 年「安全 安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」を県内で初めて受賞。

（6）ふれあい 1 1 0 番の家

児童生徒が事件事故の被害に遭わないための緊急避難所として、制度に賛同す る住宅等を指定。登録件数 6 5 1 件（H30 年 4 月現在）

（7）青色防犯パトロール

学校周辺、通学路における児童生徒や町民 の安全安心を図るため、公用車に青色回転灯 を装備して、パトロールを実施。



（8）保護者へのメール配信

学校では、不審者情報などを児童生徒の保護者の携帯電話等へメールを配信す るサービスを活用し、情報共有によって防犯面で大いに活用。

（9）児童安全啓発用品配付

毎年度新入学児童に対し、交通事故に遭わないよう蛍光のランドセルカバーと 不

審者対策のための防犯ブザーを配付。(平成30年度 町内3校 108名)

(10)「子どもの見守り放送」の実施

児童の安全・安心のため、小学生下校時に防災行政無線で下校の見守り放送の実施。

(11) 防犯カメラ設置

山間地で犯罪が増加していることから、防犯カメラを町内3か所に設置し犯罪防止(抑止力)に努めている。地域内への犯罪者の侵入を防ぐことで安全・安心な地域づくりを目指す。

(12) 通学路の安全点検

毎年警察や関係課、学校、教育委員会で合同点検し、通学路の安全確保に努め、危険な箇所があれば、関係課と協力して、より安全な通行ができるように改善。

(13) スクールガード・リーダー

平成30年度から教職員OBの方を委嘱し、町内3つの小学校を担当している。校外では登下校時に通学路を、校内では休み時間を中心に見守りをを行っている。また、学区内のパトロールをしている。児童生徒やスクールガードへの交通安全の指導や学校への危険箇所の報告・指導等を行っている。



(注)

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業講習会

対象者：学校の安全教育担当者やスクールガードなど

講師依頼：鯉沢警察署 スクールサポーター

内容：スクールサポーター制度の説明、意見交換

4. まとめ

町教育委員会では、学校、家庭、地域、各種団体、関係機関との連携を強めて、地域社会全体で児童生徒の安全確保、安全指導に努めている。

今後の課題

スクールガードや地域のボランティアなどの高齢化による新たな人材を確保することが今後の課題である。

平成30年6月作成
令和2年3月一部改訂
令和8年8月一部改訂

山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進するための様々な具体的仕組みづくりに必要な経費を補助し、社会全体の教育力の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を市町村教育委員会（以下「補助事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として教育長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 本事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 教育長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式3による申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、交付した補助金の決定額の範囲内において、50万円又は補助対象経費の20%のいずれかの高い額以内で増減する場合は除く。

(2) 別記の事業名欄に定める各事業のいずれかを中止又は廃止しようとするとき。

2 第6条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式4によるものとする。

3 教育長は、第1項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式5による申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補

助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による報告書を教育長に提出し、その

指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式7による状況報告書を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内を経過した日又は交付を決定した年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式8による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 教育長は、第13条の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式9による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 教育長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える

補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場

合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した

延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 教育長は、第 10 条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、規則、その他の法令若しくは本要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されてい

るときは、教育長は補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 教育長は、第 1 項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の交付方法)

第 16 条 補助金は精算払いとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、様式 10 による概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 11 による補助金調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第19条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

本事業における補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するために実施する以下の事業 ①スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価の実施 ②スクールガード等養成講習会 ③子どもの見守り活動の実施	補助対象経費は、諸謝金、旅費、保険料、消耗品費（スクールガード・リーダー及びスクールガード等の装備品、広報誌の作成等）とし、各費目の取扱いについては、別に定める実施要領による。	補助対象経費の2/3以内とする。

保護者の
みなさまへ

クマ 出没時の対策を 家族で確認しましょう

近年、各地でクマの出没が増加しています。

登下校中も含め、子供たちの安全を守るためにはご家庭での声かけや地域での見守りが不可欠です。
日頃から、次のポイントについて、お子様と一緒にご確認をお願いします。

1 クマの生態について

①日本のクマ 日本に生息するのは「ヒグマ」と「ツキノワグマ」の2種類。

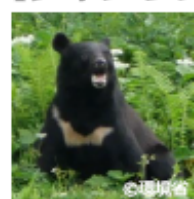
【ヒグマ】（北海道に生息）



体長180-200cm
体重150-300kg
(最大400kg)



【ツキノワグマ】（本州・四国に生息）



体長120-145cm
体重70-120kg



クマの足あとの特徴



「美の国あきたネット ツキノワグマ情報」より

- ・前足の幅
ヒグマ 12～18cm
ツキノワグマ 7～13cm
- ・前足と後足で
足跡の形が異なる
- ・指が5本

②クマってどんな動物？

・学習能力が高い

特に食べ物に対する学習能力が高く、執着する。

・においや音に敏感

人や犬よりも鼻や耳がよくにおいに敏感で、
わずかな音も聞きとることができる。

・足が速い

時速40km～60km程度で走ることができる。

③クマはどこにいる？

クマが生息するのは森が中心。

近年は、

- ・草がしげった場所
- ・川沿い
- ・果実などがある
農地や人里
などにも出没。



道総研エネルギー・環境・地質研究所提供

2 クマの出没情報の確認

自治体が発表しているクマの出没情報をこまめに確認しましょう。

※環境省QRコードや各自治体の出没情報へリンク

環境省
国民向けの
クマに
関する情報



クマはいつどこに出るか分かりません。
「**知る**こと」「**備える**こと」が、子供たちの**命**を守ります。

③ クマに出会わないために

子供たちと確認したいポイント

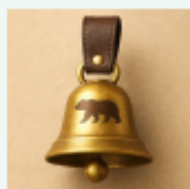
①ひとりで行動しない

友だちと一緒に
行動しましょう。



②“声”や“音”で

人がいることを伝える
声や音、手を叩くなどして、自分がいることをクマに知らせましょう。（外では友だちと大きな声で話す、クマ鈴を持つなど。）



クマザ

③クマがいそうな
ところには近づかない

クマの足あとやフン、
爪あとを見つけたら、
その場から離れましょう。



「美の国あきたネット
ツキノワグマ情報」より

4 もしも、クマに出会ってしまったら...

落ち着いて
行動するために

①クマを見ながら、
あわてず、ゆっくり、
その場をはなれる。

クマを刺激しないように
大声を出さないにしましょう。
(背中を見せて走ると、追いか
けられることがあります。)

② 近くのお家に逃げて、
助けを求める。

安全な場所に逃げ込み、
大人に助けを求めましょう。



襲われそうになった場合

急所を守る ※あくまでも最終手段

両腕で後頭部を覆いつつ伏せになるなどして致命的ダメージを最小限にとどめましょう。



防御姿勢の取り方の例

5 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

- ✓ 日頃から、自治体が出すクマの出没情報を確認しましょう。
 - ✓ 通学路や校地内を点検し、クマが隠れそうな場所がないかを確認しておきましょう。
 - ✓ クマが隠れそうな場所のヤブを刈払い、見通しをよくしましょう。
 - ✓ 関係者間でクマが出没した際の対応（登下校時の対応）や連絡体制を確認しておきましょう。
 - ✓ 児童生徒への安全教育・指導とクマ遭遇時の対処訓練をしましょう。
- 動画「クマにおそわれないための3つのお約束
（政府広報・文部科学省・環境省）」
- クマに
おそわれないための
- 

動画「クマにおそわれないための3つの約束」
(政府広報・文部科学省・環境省)



【参考資料及び主な図、イラストの引用元】

環境省「クマによる人身被害の分析レポート」、クマ類の出没対応マニュアル改訂版-、豊かな森の生活者 クマと共存するために、
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構WEBサイト、美の国あきたネット（秋田県公式サイト）ツキノワグマ情報より

【問い合わせ先】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室 03-5253-4111

環境省自然環境局野生生物課鳥獸保護管理室 03-5521-8285